

～ 相続登記のお手続の流れ ～

① 相続人調査

不動産のご名義人を持たれている亡くなられた方（被相続人と呼びます。）の生まれてから亡くなられるまでの連続した戸籍および相続人の戸籍を請求し、相続人が誰であるかを確定させます。

※亡くなられた方のご家族構成により取得する戸籍は変わります。

直系の家族（両親・祖父母・子・孫）の戸籍については、広域請求（一つの役所ですべての戸籍を請求することができる制度）が認められますので、お客様の方で戸籍をお取りいただく方法もごございます。（ご兄弟は傍系ですのでご兄弟の戸籍は広域請求で取得することはできません。）

《その他、ご準備いただきたいもの》

- ・ 固定資産税・都市計画税の納税通知書の原本（登録免許税を計算する際に必要です。）
- ・ お認印
- ・ ご本人確認書類の原本（マイナンバーカード、運転免許証など）



② 相続人の確定～書類の作成

戸籍の請求による相続調査が終わり、相続人が確定しましたら、相続登記に必要な押印書類（遺産分割協議書、委任状など）を作成し、指定の送付先にお送りします。

遺産分割協議書には、相続人の方全員にご署名・ご実印でご捺印いただき、各自の印鑑証明書とともにご返送ください。（委任状は名義を持たれる方のみ。）

押印書類とあわせて請求書をお送りしますので、登記費用のお振込みをお願いいたします。

《ご準備いただきたいもの》

- ・ ご実印（相続人様全員分）
- ・ 印鑑証明書（相続人様全員分）



③ 書類のご返送～登記申請

②でお送りした書類のご返送と登記費用のお振込みの確認ができましたら、登記申請させていただきます。登記完了には、2週間から1か月ほどかかります。



④ 登記完了

登記が完了しましたら、完了書類を整え、郵送でお届けをさせていただきます。

大切な書類ですので、お受け取りが必要な形（書留等）でお送りさせていただきます。



⑤ 受領証のご返送

完了書類が届きましたら、内容をご確認のうえ、受領証にご署名ご捺印いただき同封の返信用封筒にてご返送をお願いいたします。受領証をご返送いただければ、お手続き終了となります。